厚生労働大臣認定

第46回 労働社会保険諸法令関係事務指定講習
受　講　案　内

全国社会保険労務士会連合会

登録要件「２年以上の実務経験」に代わる講習のご案内

申込期間：令和８年11月４日㈬10：00～11月25日㈬23：59まで

（申込期間以外は、理由の如何を問わず一切受け付けませんので、厳守してください。）

社会保険労務士試験に合格された方は、社会保険労務士となるための資格要件として所定の実務経験が必要とされます。

本講習は、社会保険労務士法第３条第１項（資格）の規定に基づき、社会保険労務士となるための資格として、国家試験合格等に加え、「労働社会保険諸法令事務について２年以上の実務経験」又は「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」が要件とされていることに伴い、**当連合会が厚生労働大臣の認定を受けて「２年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために実施するものです。**

したがって、本講習の修了者は「２年以上の実務経験」と同等以上の経験を有するものと認められ、社会保険労務士法第14条の２に規定する社会保険労務士の登録を受けることができます。

● 受講申込上の注意

- 本講習を受講する方は、本受講案内を精読のうえ、実施方法など、すべて理解したうえで申込みをしたものとみなします。
- 講習に関する重要なお知らせがある場合は、当連合会ホームページでご案内いたします。

実　施　要　領

● 受講資格者

社会保険労務士試験合格者等であって、社会保険労務士の登録を受けていない者であること。

● 講習科目

①労働基準法及び労働安全衛生法　④労働保険の保険料の徴収等に関する法律　⑦国民年金法
②労働者災害補償保険法　⑤健康保険法　⑧年金裁定請求等の手続
③雇用保険法　⑥厚生年金保険法

● 講習内容

本講習は、通信指導課程（以下「通信指導」という。）とｅラーニング講習の組み合わせにより行います。

⑴　**通信指導**

教材によって自己学習し、郵便による通信教育方式により添削指導を行います。

⑵　**ｅラーニング講習**

ｅラーニング講習は講習科目について、１科目３時間の動画学習を行います。
各科目につき、効果測定のための試験を行います。試験は動画を視聴していれば分かる範囲の内容です。

● 通信指導の期間

令和９年２月１日㈪～５月31日㈪
教材は令和９年１月31日㈰までに受講についての通知文とともにお送りします。

● ｅラーニング講習の期間

令和９年７月13日㈫～９月13日㈪（配信期間中、いつでも受講可能）
①ｅラーニング講習の受講方法等については令和９年６月末までにメールにて通知します。
②受講にあたっては、パソコン、タブレット又はスマートフォン等のインターネット環境が必要となりますので、あらかじめご用意ください。また、受講にかかるデータ通信料は受講者負担となります。Ｗｉ－Ｆｉ環境等での接続を推奨します。

● 修了の認定

通信指導及びｅラーニング講習の所定の要件をいずれも満たし、全課程を修了したと認められる場合に、修了証を交付します。

＜所定の要件＞

①通信指導は期間内に完了すること。
②ｅラーニング講習は、各科目の動画学習を完了し、効果測定のための試験で良好な成績を収めること（効果測定は各科目実施します。）。
※修了証は【ｅラーニング講習（動画学習及び効果測定）】をすべて完了した時点で、ダウンロードにより交付されます。

なお、受講者本人以外の者がｅラーニング講習を視聴する等により、受講者本人が受講していないことが判明した場合、所定の要件を満たしていても修了の認定を取り消すものとします。

● 申込期間

令和８年11月４日㈬10：00～11月25日㈬23：59まで
申込期間内に、WEB上でのお申込みと受講料のお支払いを完了いただく必要があります。
（申込期間以外は、理由の如何を問わず一切受け付けませんので、厳守してください。）

● 受講料

７７，０００円（税込）　※送金された受講料は、理由の如何を問わず返金しません。

● 申込方法

下記URLまたは二次元コードの申込ページ（イベントペイ）より、申込期間内にお申込みと受講料をお支払いいただくことでお申込みが完了します。

https://eventpay.jp/event_info?shop_code=9554063094604178&EventCode=C544657828

お支払い方法は以下より選択してください。お申込み後、支払方法の変更はできません。

【クレジットカード決済】

・オンラインで決済の手続きを行います。お申込み後決済ページへ移動するので、カード情報を入力し、お支払いを完了させてください。

【ペイジー決済】

・お支払い情報と支払期限が記載されたメールが届きます。記載の情報をもとにATMもしくはインターネットバンキングにてお支払を完了させてください。振込用紙はありません。
お支払いが完了すると【申込完了通知】という標題のメールが届きます。以上でお申込みは完了です。

注①お申込時にメールアドレス認証を行います。ご登録のメールアドレス宛に届く4桁の認証コードをご入力のうえ、お申込みを続けてください。送信元はイベントペイからになりますので〈@eventpay.com〉ドメインのメールを受信できるよう設定をお願いします。

注②ペイジー決済の場合、支払期限までにお支払いが確認できない場合は、自動でお申込みがキャンセルとなります。【支払期限：申込日より３日】※最終支払受付日は11月25日

注③領収書は申込情報をもとに自動発行されます。申込完了通知メール内のＵＲＬより自身でダウンロードしてください。

注④当連合会事務局での直接受付は行いません。

● 問合せ先

全国社会保険労務士会連合会（研修・社会貢献課）
〒103-8346　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館６階
ＴＥＬ：０３－６２２５－４８６４
※教材のみの購入はできません

《 注意事項 》

☆教材等につきましては、令和９年１月下旬頃に順次発送しますので、１月31日までに届かない場合は、お問い合わせください。お問い合わせなきものについては、到着したものとみなします（教材の発送まで特段の通知はしません。）。

☆社会保険労務ハンドブック（令和９年版）は本講習の教材に含まれておりますので、別途購入されないようお気をつけください。

☆申込後、住所が変更になった場合は、速やかに文書で本会へお知らせください。

☆受講資格者に該当しないことが明らかとなったときは、全課程を修了した場合であっても修了証は交付しません。

☆本講習は、通信指導とｅラーニング講習とが一対になっています。仮に今回（第46回）の通信指導を完了した場合でも、ｅラーニング講習のみを翌年に繰り越すことは理由の如何を問わずできません。新たに申込み、通信指導から受講する必要があります。

☆緊急を要する情報提供等が必要となったときは随時（不定期）に当連合会ホームページ等で周知を行います。

※個人情報の取扱いについて

受講申込によりご提供いただいた個人情報は、当連合会の「個人情報の適正な取扱いについて」に基づき、適正な取扱いに努めます。また、個人情報は、受講者名簿等の資料の作成、通信文書の発送等本講習の実施に関わる事務に利用させていただきます。なお、本講習に関し必要な範囲内で、受講者名簿、修了者名簿等の資料を関係行政機関及び都道府県社会保険労務士会に通知いたしますのであらかじめご了承ください。その他法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

◎実務経験の関係条文

○社会保険労務士法

（資格）

第３条　次の各号の一に該当する者であって、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して２年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

一　社会保険労務士試験に合格した者

二　第11条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第９条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

②　弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

（登録）

第14条の２　社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

②　他人の求めに応じ報酬を得て、第２条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあっては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

③　事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第２条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第１項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

昭和56年改正法附則

（資格の特例）

第２条　この法律の施行の際＜昭和57年４月１日＞現に改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第３条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法（以下「新法」という。）第３条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。

○社会保険労務士法施行規則

（社会保険労務士の資格）

第１条の11　法第３条第１項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　国又は地方公共団体の公務員として従事する法別表第１に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務

二　労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務

三　旧港湾労働法（昭和40年法律第120号）第44条第３項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第33条第３項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和14年法律第73号）第145条第１項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第109条第２項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務

四　国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く。）

五　労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務

六　法人等の労務を担当する役員として従事する業務

七　社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務